

島田市中央公園外 6 施設
指定管理者業務仕様書
(島田市総合スポーツセンター外 3 施設)

令和 4 年 8 月 10 日

静岡県島田市

島田市総合スポーツセンター外3施設指定管理者業務仕様書

島田市中央公園外6施設の指定管理者が行う管理運営業務の内容、範囲のうち、島田市総合スポーツセンター外3施設に関するものは、島田市都市公園条例(平成17年島田市条例第130号)、島田市総合スポーツセンター条例(平成21年島田市条例第35号)及び島田市伊太庭球場条例(平成19年島田市条例第28号)によるほか、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、島田市総合スポーツセンター(以下、「総合スポーツセンター」という。)、島田市中央公園庭球場(以下、「中央公園庭球場」という。)、島田市中央公園親子プール(以下、「親子プール」という。)及び島田市伊太庭球場(以下、「伊太庭球場」という。)の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 管理運営方針

島田市総合スポーツセンター外3施設は、市民の心身の健全な発達及びスポーツの振興を図るため、設置された施設である。

特に、総合スポーツセンターは、子どもから高齢者まで誰もが生涯にわたって年齢、性別、体力に係らず、目的にあったスポーツに親しみ、交流し、生きがいある健康な生活をバックアップする施設であり、かつ市民スポーツの競技力向上を目指している。また、本施設は、島田市地域防災計画の中で、災害時の緊急物資の集積場及び警察関連の広域応援部隊の派遣基地に指定されており、災害時にはその機能を果たす必要がある。

なお、都市公園内にある施設であることから、環境面や景観面の配慮も求められる。

3 施設の概要

【島田市総合スポーツセンター】

- | | |
|-----------|---|
| (1) 名称 | 島田市総合スポーツセンター(愛称:ローズアリーナ) |
| (2) 所在地 | 島田市野田1689番地(中央公園内) |
| (3) 施設の概要 | |
| ① 主要用途 | 体育館・水泳場 |
| ② 開業年月日 | 平成22年5月1日 |
| ③ 施設内容 | |
| 構造・規模 | 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)3階建 |
| 延床面積 | 9,654.51㎡(建築面積 5,846㎡) |
| 施設内訳 | |
| ア 1階 | メイン・アリーナ1798.99㎡(バレーボール3面・バスケットボール2面・バドミントン8面)
サブ・アリーナ 857.95㎡(バレーボール2面・バスケットボール1面・バドミントン4面)
トレーニング室(286.71㎡)、多目的室(スタジオ)(211.33㎡) |

軽体操室(89.32㎡)及びキッズコーナー(45.50㎡)
卓球場(131.64㎡:卓球台6台常時設置)、研修室(224.21㎡)
事務室(85.33㎡) ほか

イ 2階 屋内プール901.31㎡ (①25m×8コース・水深1.15m ②幼児プール12m×6m・水深0.55m ③ジャグジー直径3m)
多目的武道場474.33㎡(柔・剣道場2面)、スポーツラウンジ・親子ふれあいスペース227.72㎡(プール観覧席兼用)、ランニングコース、アリーナ観覧席(可動席452席)ほか

ウ 3階 弓道場(6人立・近的) ほか

エ 地下 ポンプ室、ろ過機室、フロア室

※詳細は、別添資料「施設平面図」参照。

【島田市中央公園（中央公園庭球場）】

- (1) 名称 島田市中央公園庭球場
(2) 所在地 島田市野田1689番地（中央公園内）
(3) 施設の概要
① 主要用途 庭球場
② 開業年月日 昭和48年
③ 施設内容

構造・規模 砂入り人工芝コート4面（照明付）

【島田市中央公園（中央公園親子プール）】

- (1) 名称 中央公園（中央公園親子プール）
(2) 所在地 島田市野田1689番地（中央公園内）
(3) 施設の概要
① 主要用途 水泳場
② 開業年月日 昭和48年
③ 施設内容

構造・規模 屋外水泳場（水面積202.72㎡）、更衣室、機械室、トイレ

開設期間 7～8月のみ

利用制限：小学3年生以下

【島田市伊太庭球場】

- (1) 名称 島田市伊太庭球場
(2) 所在地 島田市伊太1303番地の3
(3) 施設の概要
① 主要用途 庭球場
② 開業年月日 昭和19年
③ 施設内容

構造・規模 グリーンサンドコート4面（3,707㎡、照明付2面）、トイレ(汲み取り式)、

倉庫、自転車置場、駐車場

4 管理の基準

【島田市総合スポーツセンター】

(1) 休館日

休館日は、次のとおりとします。ただし、指定管理者は管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができることとします。

- ①月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法が規定する休日でない日）
- ②12月29日から翌年の1月3日までの日
- ③市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができます。

(2) 開館時間

開館時間は午前8時30分から午後9時30分までとします。ただし、指定管理者は管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができることとします。

【中央公園（中央公園庭球場）】

(1) 休場日

休場日は、次のとおりとします。ただし、指定管理者は管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができることとします。

- ①月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法が規定する休日でない日）
- ②12月29日から翌年の1月3日までの日
- ③市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができます。

(2) 開場時間

開場時間は午前9時00分から午後9時00分（条例では午前7時からとなっています。）までとします。ただし、指定管理者は管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができることとします。

【中央公園（中央公園親子プール）】

(1) 休場日

休場日は、次のとおりとします。ただし、指定管理者は管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができることとします。

- ①月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法が規定する休日でない日）
- ②9月1日から翌年の6月30日までの日
- ③市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができます。

(2) 開場時間

開場時間は午前10時00分から正午及び午後1時00分から午後4時00分までとします。ただし、指定管理者は管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することがで

きることにします。

【島田市伊太庭球場】

(1) 休場日

休場日は、次のとおりとします。ただし、指定管理者は管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができることにします。

- ①月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法が規定する休日でない日）
- ②12月29日から翌年の1月3日までの日
- ③市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができます。

(2) 開場時間

開場時間は午前9時00分から午後9時00分までとします。ただし、指定管理者は管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができることにします。

【共通】

(1) 許可の制限

次のいずれかに該当する時は、施設の利用を許可しません。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- ③ 「島田市総合スポーツセンター外3施設」の管理及び運営上支障があると認められるとき。

(2) 法令の遵守

管理運営業務を行うに当たっては、次に掲げる法令等その他「島田市総合スポーツセンター外3施設」の管理運営を行う上で必要な法令等を遵守してください。

- ① スポーツ基本法、同法施行令
- ② 島田市総合スポーツセンター条例及び同条例施行規則
- ③ 島田市都市公園条例及び同条例施行規則
- ④ 島田市伊太庭球場条例及び同条例施行規則
- ⑤ 地方自治法、同法施行令
- ⑥ 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ⑦ 島田市個人情報保護条例、同条例施行規則
- ⑧ 島田市情報公開条例、同条例施行規則
- ⑨ 消防法、水道法その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- ⑩ その他、「島田市総合スポーツセンター外3施設」の管理業務に適用される法令等

5 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとします。

- (1) 施設等の運営に関する業務
- (2) 利用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の設定及び収受に関する業務
- (4) 利用者へのサービス提供に関する業務
- (5) 島田市のスポーツ振興に関する業務
 - ① 生涯スポーツの推進に関する業務
 - ② 地域スポーツの振興に寄与する業務
- (6) 利用者の安全確保に関する業務
- (7) 施設及び設備等の維持管理に関する業務
- (8) 軽食コーナーの運営業務
- (9) 自主事業に関する業務
- (10) その他、島田市総合スポーツセンター外3施設の管理に関して市長が必要と認める業務

5-1 施設等の運営に関する業務

(1) 開館・開場時間

開館・開場時間は次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認め、島田市長の承認を得た場合はこれを変更することができる。

- ① 総合スポーツセンター 午前8時30分から午後9時30分
- ② 中央公園庭球場 午前8時から午後9時（現在の運用）
午前7時から午後9時（条例に定める区分）
- ③ 親子プール 午前10時から正午及び午後1時から午後4時
- ④ 伊太庭球場 午前8時から午後5時（現在の運用）
午前9時から午後9時（条例に定める区分）

(2) 休館日・休場日

休館日・休場日は次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ島田市長の承認を得て、臨時に開館・開場し、または臨時に休館・休場することができる。

※現在の運用：7月第3日曜日から8月末日まで、休館日・休業日無し。

- ① 定期休館日・休場日：毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その直後の休日以外の日）

※現在の運用：月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは開館・開場し、代替の休館日・休場日は設けない。

- ② 年末年始の休館日・休場日：12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 施設の利用に関する業務

施設の利用については、原則的に以下のとおりとする。ただし、指定管理者のサービス向上の提案により市長が認めた場合は、変更することができる。

- ① メイン・アリーナ、サブ・アリーナ、多目的武道場及び弓道場に関する利用
 - ・ 占用利用、個人利用を基本とする。ただし、アリーナは占用利用を優先する。また、個人利用は、占用の利用がない場合に限る。
 - ・ 占用利用については、午前（午前 8 時 30 分～正午）、午後（午後 1 時～午後 5 時）、夜間（午後 6 時～午後 9 時 30 分）の利用とし、全日（午前 8 時 30 分～午後 9 時 30 分）、昼間（午前 8 時 30 分～午後 5 時）の利用を認めることとする。
 - ・ 一部利用として、施設を区切って貸し出すことを可とする。その場合の利用額は、利用区分・時間に応じて定められた利用料の額に、利用する施設の総面積に対する利用面積の割合を乗じた額とする。
- ② 多目的室（スタジオ）及び軽体操室に関する利用
 - ・ 占用利用、個人利用を基本とする。ただし、個人利用は、占用利用がない場合に限る。
 - ・ 占用利用については、1 時間単位の利用とする。
- ③ 屋内プールに関する利用
 - ・ 団体利用、占用利用及び個人利用を基本とする。ただし、市が主催する競技会などの特別な場合を除き、4 コース以上は個人利用として常時確保しなくてはならない。（うち、水中歩行用コースを 2 コース以上設けること。）
 - ・ 屋内プールにおける団体利用とは、高校生以下のみを対象とし、20 人以上で 2 時間単位の利用料とする。
- ④ トレーニング室に関する利用
 - ・ 個人利用を基本とする。（午前・午後・夜間の時間体制である。）
- ⑤ 卓球場に関する利用
 - ・ 個人利用を基本とする。（午前・午後・夜間の時間体制である。）
- ⑥ 研修室・控室に関する利用
 - ・ 占用利用のみとする。（1 時間単位とする。）
 - ・ アリーナ等、総合スポーツセンター内の他の施設の占用利用（大会等）との併用の場合は通常額の 1 / 2 の額とする。
 - ・ アリーナ控室は、アリーナを使用する団体への貸出を優先とするが、利用がない場合には、会議室として貸し出すことができる。
- ⑦ 中央公園庭球場
 - ・ 占用利用、個人利用を基本とする。（2 時間単位の貸し出しとなっている。）
- ⑧ 親子プール
 - ・ 個人利用を基本とする。（入場の際は受付のみの無料施設である。）ただし、幼稚園、保育園などの団体での利用もあるので、調整が必要である。
 - ・ 年齢制限（小学 3 年生以下）があり、保護者同伴を原則とする。
- ⑨ 伊太庭球場
 - ・ 占用利用、個人利用を基本とする。（2 時間単位の貸し出しとなっている。）
 - ・ 伊太庭球場は施設が離れており、当庭球場には施設職員が駐在する施設がないことか

ら、鍵の授受や施設の状況把握など、管理運営には留意が必要である。

(4) 占用利用の受付に関する業務

① 島田市公共施設予約システムについて

施設の利用予約受付事務については、島田市公共施設案内・予約システム（以下、「施設予約システム」という。）を、島田市の方針に基づいて運用する。また、利用者に対しては、島田市公共施設案内・予約システム利用規約に同意した上で利用することを条件とすること。

② 優先予約について（総合スポーツセンター、中央公園庭球場、伊太庭球場）

官公署などの団体の主催、共催する公益性の高い行事などについては、「優先予約」として毎年12月に次年度の利用を優先的に予約できるものとする。なお、優先予約については、市の担当課が全て統括し、指定管理者が直接外部から優先予約を受け付けることはない。また、随時、優先予約となる大会等が入る場合があるが、その場合も優先予約の判断は市担当課が行う。

各スポーツ競技団体等が実施する年間計画に基づく大会等については、優先予約の決定後、利用団体と調整を行い、利用予約することができる。また、指定管理者が実施するイベント若しくは自主事業等については、優先予約等の決定後、個人利用や占用利用に支障のない範囲で、指定管理者が利用予約をすることができる。

③ 一般利用について

ア 総合スポーツセンター

一般の占用利用については、利用月の2ヶ月前の1日から受け付ける（休館日にあたる場合はその翌日）。現在、施設予約システム（初日午前0時開始）及び窓口での受付（初日午前8時30分開始）を行っている。但し、市の担当課の承認を受けて、指定管理者は受付方法を変更することができる。

イ 中央公園庭球場

一般の占用利用については、利用月の2ヶ月前の1日から受け付ける（休館日にあたる場合はその翌日）。

現在、予約システムでは指定日（使用日の前月の第1日曜日）の午前0時から、窓口では午前8時30分から抽選申込を受け付けている。また予約システムでは指定日（使用日の前月の第3日曜日）の午前0時から、窓口では午前8時30分から先着で申込を受け付けている。但し、市の担当課の承認を受けて、指定管理者は受付方法を変更することができる。

ウ 親子プール

予約制ではなく、当日受付となる。雨天等により休場する場合は、開場時間30分前までに判断し、市担当課に連絡するとともに、利用者からの問い合わせに対応すること。

エ 伊太庭球場

施設予約システム及び総合スポーツセンター総合受付にて、随時、先着順で予約の

受け付けを行う。

(5) 利用料金の設定及び収受に関する業務

① 利用料金制の採用

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用し、利用料金は指定管理者の収入とする。

② 利用料金の設定

利用料金については、「島田市総合スポーツセンター条例」「島田市都市公園条例」「島田市伊太庭球場条例」に規定する範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

③ 利用料金の免除

指定管理者は、市長が特に必要と認める場合は、利用料を減額または免除できるものとする。

(6) 受付・案内業務

- ・施設利用者及び来場者に対する案内及び電話応対を行う。
- ・使用申請・許可に関わる処理を行う。
- ・高齢者及び障がい者の減免を行う場合、これに係る処理を行う。
- ・遺失物等の整理保管及び受付処理を行う。（貴重品に関しては、島田市警察署へ移管をする。）
- ・苦情・要望・相談等へ対応する。
- ・入場者の集計を行う。

(7) 利用者へのサービス提供に関する業務

- ・利用者に多様なサービスを企画・提供し、利用者満足度の向上に努める。
- ・施設の利用状況等をホームページや広報誌などを用いて情報提供に努める。
- ・施設見学を希望する者に対しては、運営に支障のない範囲で許可するように努める。
- ・軽食サービスや自動販売機などの設置を通じ、利便性向上に努める。ただし、軽食コーナーは、電気容量に制限があるので、事業の内容については注意すること。
- ・大会等の開催については、主催者と事前に打合せを行うなど、適切な運営が行えるよう努める。
- ・利用者が施設・設備を安全に利用できるよう、また施設等に損傷がないよう、必要に応じて操作方法の説明、設置位置の指示、設営等の支援等を行うこと。
- ・大会等の開催や中央公園内の行事等により駐車場の混雑が予想される時は、安全が確保されるよう、可能な配慮を行うこと。
- ・利用の促進が図れるよう、独自のHPや広報媒体を使用し、また、イベントなどを開催し、PRに努める。
- ・トレーニング室については、健康な体づくりのためのプログラムやトレーニング個別指導、健康相談等のカウンセリングなどを計画すること。

5-2 鳥田市のスポーツ振興に関する業務

(1) 生涯スポーツの推進に関する業務

- ・市のスポーツ施設として、市民の生涯スポーツの推進に努める。
- ・市が市民のスポーツ振興に寄与する事業を本施設で実施する場合には、協力する。

(2) 地域スポーツの振興に寄与する業務

① 地域スポーツの振興

市民のスポーツニーズを把握し、地域スポーツの振興に向けた取組みを行う。

② 合宿利用について

市はまちの活性化及び地域スポーツの活性化を目的として、学生や社会人チームのスポーツ合宿を誘致しており、合宿で本施設を利用する場合には、協力するものとする。

(3) その他

利用者の多様なニーズに応えるため、常にニーズを把握し、施設運営に反映させること。また、指定管理者として、新たな視点から柔軟に対応し、よりよい管理運営を図り、利用者の満足度を高め、地域のスポーツ振興に努めること。

5-3 自主事業に関する業務

自主事業は、個人利用や占用利用に支障のない範囲で実施することができる。ただし、事業の内容については、公の施設であること及び施設の設置目的を考慮したものとし、事前に市の許可を得たものとする。また、参加定員は、施設の規模や備品数、指導者数、安全管理面などを考慮して無理のない設定とするとともに、利用しやすい料金を心掛けること。

現状で実施している体操教室等の受講者への配慮として、類似した内容及び金額での教室の開催を検討すること。

5-4 利用者の安全確保に関する業務

(1) 施設の安全点検

利用者の施設における活動が安全に行われるために、施設及び備品等の安全点検を定期的実施し、危険箇所を速やかに修繕する等、安全管理を徹底する。

(2) 利用者の安全確保

- ・防犯、防災に努め、利用者の安全確保に努める。
- ・地震や火災などの災害発生時は、利用者の人命確保を最優先とし、被害の拡大防止等に努める。
- ・けが人や病人が発生した際には、速やかに応急処置を行うとともに、必要に応じて救急車を要請するなど、適切な処置を講じる。
- ・屋内プールやトレーニング室、親子プールについては、それぞれに利用者の安全を確保するために必要な監視員、トレーナーなどを適正人数、常時配置を行う。
- ・防火管理者を選任し、消防計画に基づき、年2回以上の防災訓練を実施すること。
- ・マニュアルを作成し、従事者に指導を行うこと。

(3) 保険への加入

施設損害賠償責任保険へ加入すること。その他、施設利用者に対する保険についても考慮すること。

5-5 施設等の維持管理に関する業務

指定管理者は、施設の機能を維持するとともに、利用者がより安心かつ快適に利用できる環境を提供するために次の業務を行う。

(1) 総合スポーツセンター

① 保守管理業務

- ア 浄化槽保守点検
- イ 自家用電気工作物保守管理業務
- ウ 昇降機、自動ドア保守管理業務
- エ 消防設備保守管理業務
- オ 音響設備保守管理業務
- カ 空調設備保守管理業務
- キ 厨房機器保守管理業務
- ク プール水質検査（静岡県衛生基準に適する検査）
- ケ トレーニングマシンの保守管理業務
- コ その他施設及び設備の保守管理に必要な業務

② 清掃業務

利用者が良好かつ安全な状態で施設を利用できるように日常的な清掃や床及びガラスの定期清掃を実施すること。また、施設周辺の環境美化に努めること。

③ 警備業務

原則として、開館時は巡回、夜間等の閉館時には機械による警備とすること。

④ 植栽管理業務

施設周辺の整備及び植栽等の管理を行う。

なお、業務範囲は別添図面のとおりとするが、中央公園全体の管理は別の業者が行うことから、業務の実施にあたっては、調整を取りながら実施する必要がある。

⑤ 廃棄物収集運搬処理業務

⑥ その他施設の維持管理に必要な業務

(2) 中央公園庭球場・伊太庭球場

① 照明施設保守管理業務

② その他施設の維持管理に必要な業務

(3) 親子プール

① 浄化槽管理保守業務

② プール水質検査（静岡県衛生基準に適する検査）

③ その他施設の維持管理に必要な業務

5-6 施設等の使用及び維持管理

- (1) 市長は、指定管理者が管理業務を処理するため、必要な施設を無償で、指定管理者に使用させるものとする。
- (2) 指定管理者は、施設等を管理業務以外の目的のために使用してはならない。ただし、あらかじめ市長が適当と認めた場合はこの限りでない。
- (3) 指定管理者は、施設等について市長の指示するところにより、財産に関する台帳を備え、記録管理しなければならない。
- (4) 指定管理者は、管理業務の実施に伴い、施設等に変更が生じた場合は、その都度品目及び数量を市長に報告しなければならない。

6 職員の配置

- (1) 指定管理者は、管理運営業務を遂行するために必要な業務執行体制を確保し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な数の職員を配置すること。
- (2) 施設の管理に必要な資格を有する職員を配置すること。
- (3) 労働基準法を遵守し、適正な勤務体制を整えること。
- (4) 管理運営業務の統括者となる業務責任者を置くこと。
- (5) 業務責任者は、職員の資質の向上を図るため、研修（接遇等）を行い、施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

7 報告書等の作成及び提出

(1) 月別事業報告書の提出

指定管理者は、総合スポーツセンター外3施設の利用状況及び管理運営業務の実施状況並びに利用料金収入、収支報告書（管理施設の収支状況がわかるもの）等を記載した業務報告書を作成し、毎月終了後10日以内に市長に提出しなければならない。

(2) 年度事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に条例施行規則の規定に基づき、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(3) その他

- ① 総合スポーツセンター外3施設の利用状況及び管理運営状況を記載した日報を作成し、市から求めがあった場合は提出すること。
- ② 市では地球温暖化防止対策に取り組んでおり、対象となる施設の統計をまとめているため、市が指定する報告書（エネルギー消費量・廃棄物排出量・用紙消費量・取り組み状況等）の作成・提出に協力すること。
- ③ 事件・事故等が発生した場合は、速やかに報告すること、また、苦情・要望等が合った場合は、対応策も含めて適時報告すること。
- ④ 施設の管理の適正性を確認するため、また市の行政上必要な資料・報告書の提出を求

められた場合は、正当な理由がある場合を除き、応じること。

8 業務報告の聴取等

市長は、島田市総合スポーツセンター外3施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

9 物品の管理及び帰属

- (1) 指定管理者が行った修繕により結果として資産を取得することとなる場合は、その資産は市の所有に属するものとする。
- (2) 指定管理者が購入した備品の所有権は、指定管理者が有するものとする。ただし、指定管理者が故意・過失により、破損等した市所有の備品を購入した場合及び市所有の備品を買い換えた場合並びに事前に市と指定管理者が協議の上、双方が合意した場合の備品の所有権は市が有するものとする。
- (3) 指定管理者は、市の所有する物品については、島田市財務規則及び関係例規に基づき管理を行うものとする。
- (4) 指定管理者は、市の所有する物品のうち、備品等については、島田市財務規則に定める会計管理者の検査を受けなければならない。

10 施設等の維持修繕等

- (1) 施設の工事や改修、維持修繕等は、翌年度の当初予算編成前に双方協議のうえ、決定するものとする。ただし、緊急性を要する場合は、この限りでない。
- (2) 1件30万円未満の施設の維持修繕等については、経費の範囲内において指定管理者が行うものとする。1件30万円以上の修繕については、市が負担するが、必ず事前に協議しなければならない。

11 指定の取り消し等

- (1) 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - ① 関係法令、条例、規則又は協定の条項に違反したとき。
 - ② 総合スポーツセンター外3施設の管理業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
 - ③ 指定管理者が指定の解除を申し出て、市長が承認したとき。
 - ④ その他市長の指示に従わないとき。
- (2) 前項の規定により市長が指定管理者の指定を取り消したとき、指定管理者は既に受領し

た指定管理料を市長に返還しなければならない。ただし、協定期間の中途において指定の取り消しをしたときは、双方協議して返還金の額を算出するものとする。

- (3) 指定を取り消し又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

12—原状回復義務

指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は指定を取り消されたとき、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、経年劣化や市長の承認を得た場合は、この限りでない。

13 権利義務の譲渡等

指定管理者は、協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。

14 管理業務内容の変更等

市長は必要があるときは、管理業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができるものとする。この場合は、双方協議して書面によりこれを定めるものとする。

15 施設の目的外使用

指定管理者は、利用者の利便性向上のため、自動販売機、公衆電話を設置するなど、当該施設を条例で定めている業務以外で使用する場合は、あらかじめ市長に許可を得なければならない。また、目的外使用の場合は、条例により定められた規定の使用料を市に納付しなければならない。

16 業務を実施するに当たっての留意事項

- (1) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程、要領等を別に定める場合は、市と協議を行うこと。
- (2) 各種規程等がない場合は、市の諸規程に準じて業務を実施すること。
- (3) 指定管理者は、指定期間終了時に次期管理者が円滑かつ支障なく島田市総合スポーツセンター外3施設の業務を遂行できるよう引き継ぐこと
- (4) 市長は、必要があるときは、管理業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができるものとする。この場合は、双方協議して書面によりこれを定めるものとする。

17 その他の業務

- (1) 選挙について

総合スポーツセンター内のアリーナ及び研修室については、選挙が行われた場合、島田市内の開票場として利用される。その場合は、市と協議の上、開票事務に支障がないように一部立ち入り禁止措置や準備・片付けなどを指定管理者の業務の範囲内とする。また、開票所の設定に伴い、対象となる施設の利用の予約キャンセル等が必要となることから、市と協力し、この対応にあたる。(事前に選挙が予測される場合は、予約受付時に利用者へ周知する。)

なお、有料イベント等の開催が予定されており、補償問題が発生する場合は、この限りではない。ただし、市との事前協議は行うこと。

(2) 地震被災時等の対応

大震災等の災害時には、総合スポーツセンターは、緊急物資の受入拠点、警察の応援拠点、更には近隣住民の避難場所としても想定されるため、物資保管スペースの確保及び避難場所の確保については、優先して協力及び支援すること。

(3) 業務の委託や物品の調達等について

管理業務を行うに当たり、業務の委託や物品の調達等について、可能な限り市内事業者への発注に努めること。

18 その他

(1) トレーニングマシンの設置

トレーニング室のトレーニングマシンについては、指定管理者が自らの費用で設置するものとします。トレーニングマシンの台数・機種については、指定管理者の考えに任せるとしますが、現在設置されている機器と同程度以上のものとし、施設面積を考慮した上、一般的なマシンの設置に加え、利用者に満足を与え、施設利用が推進されるような内容となるよう工夫してください。また、島田市が推進しているスポーツ合宿において、合宿者の利用があるので、これを考慮してください。

なお、指定期間の終了時には原状回復が必要となります。

(2) 利用料金の免除

利用料金の免除については、条例に「市長が特に必要と認める場合」と定められています。利用料金の免除による利用料金の減収については、市が免除相当額を指定管理者に支払います。(支払い方法、時期については協議によるものとします。なお、この収入については、利用料に含まれてください。)

但し、一部、免除相当額の支払をしない大会、教室等がありますので、これについては、市が指定します。

また、特に定めはないものの、障がい者や高齢者(65歳以上)の減免について指定管理者の範囲内で提案を望みます(支払対象外)。

(3) 屋内プールにおける占有

島田市では、水泳少年団をはじめとして水泳の団体活動が活発な地域でもあり、総合スポーツセンターの屋内プールについては、各利用団体との調整を行うとともに、一般の利

用を確保してください。

(4) 協議会等の開催

良好な管理運営を図るため、市担当課との定期的な打合せを行います。また、必要に応じ、利用者代表等による協議会を開催してください。

(5) 駐車場について

島田市総合スポーツセンター、中央公園庭球場、中央公園親子プールの駐車場については、現在、中央公園との併用で、6箇所559台分（第一駐車場～第五駐車場、ばらの丘公園前駐車場）があります。また、伊太庭球場については、専用駐車場（15台程度）があり、駐車場の管理は指定管理者の業務に含まれます。

なお、年2回（5月・10月）、管理施設である島田市ばらの丘公園にてフェスタ（期間：3週間）が開催され、この期間の、特に土・日曜には、公園駐車場が混雑します。

(6) 施設開放・改修事業について

①メインアリーナ

市の合宿誘致事業等の使用のため、一般開放ができない期間が生じます。

②サブアリーナ

市の合宿誘致事業等の使用のため、一般開放ができない期間が生じます。

③研修室、控え室、多目的室

市の合宿誘致事業等の使用のため、一般開放ができない期間が生じます。

19 疑義等の決定

協定書及び仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、必要に応じて双方協議してこれを決定するものとする。